

# 入 札 仕 様 書

調達器機及び機器構成

調達器機名：赤外線バスキュラーイメージング（静脈可視化装置）

購入目的 本器は、皮膚下の血管構造を非侵襲的にリアルタイムに皮膚上にデジタルイメージとして投影できる装置である事。

機器の仕様

## 1、 器機構成

- 1-1 本体× 1
- 1-2 本体バック× 1
- 1-3 バッテリー× 2
- 1-4 バッテリーチャージャー× 1
- 1-5 アーム× 2
- 1-6 C字クランプ× 1
- 1-7 スーパークランプ× 1
- 1-8 リストストラップ× 1
- 1-9 USB ケーブル× 1
- 1-10 フレックスコネクトソフトウェア CD× 1

## 2、 性能・特質等の機能に関する要件

- 2-1 本体は、以下の条件を満たすものとする。
  - 2-1-1 画質投影画像として高画質モードを有すること。
  - 2-1-2 画質投影画像として反転モードを有すること。
  - 2-1-3 画質投影画像としてサイズ変更を有すること。
  - 2-1-4 使用中のモード、焦点機能、器械の状態が画面上で確認ができること。
  - 2-1-5 目に優しい緑色での表示で有ること。
  - 2-1-6 光源は近赤外線で人体に無害であること。
  - 2-1-7 室内の明るさで使用可能なこと。
  - 2-1-8 光度は5ルーメン以上の明るさであること。
  - 2-1-9 電源はバッテリーとAC電源のどちらでも使用可能なこと。
  - 2-1-10 バッテリーは2個標準装備すること
  - 2-1-11 画像にタイムラグ、ブレが生じないこと。
  - 2-1-12 本器を固定するアームは、デスク・ポールのどちらにも取り付けができること。
  - 2-1-13 スイッチボタンは液体の進入を防ぐ構造であること。
  - 2-1-14 落下防止のリストストラップが採用されていること。

3、 納品に関する要件

3-1 納品後 1 年間は無償で機器の保証を行うこと。

3-2 十分な取扱の説明を行うこと。

## 物品売買契約書（案）

委託者支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）との間について、次の条項をもって契約を締結する。

第1条 契約保証金は免除する。

第2条 甲及び乙は本契約条件並びに別に定める仕様書に従い、これを履行しなければならない。

第3条 納入期限及び納入場所は下記のとおりとする

納入期限：平成29年1月31日

納入場所：国立療養所沖縄愛楽園

第4条 契約金額

品名	規格	単価	契約金額	消費税等額（円）
赤外線バスキュラーイ メージング一式				

契約金額 一金 円（内消費税等額 円）

上記消費税等額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の7及び72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

第5条 乙は、納品のときは甲に通知し立会のうえ検査を受けなければならない。

第6条 乙は、甲の行った検査に不合格となった場合には、甲の指定する期限内に手直しを行う。この場合において、乙はこれを拒むことができないのみならず、これに伴う一切の費用を負担すること。

第7条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第2項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第2

条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を有する。

② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3. 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4. 乙は、第1項但し書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

第8条 乙は、第10条以外の事情により作業期限内に履行できない場合は作業期限の延長を申し出ることができる。

第9条 前条の遅滞料は、その納期の翌日から起算して履行した日までの日数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

第10条 天災地変その他乙の責に帰しがたい事由により、作業期限内に履行できないときは、乙はその事情を詳記して期限内に履行延期の申し出をすることができる。この場合、甲はその申し出をやむを得ないと認めたときは特に前条の遅滞料を免除して作業期限の延期を許可することができる。

第11条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）。

二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

2 第6条及び第10条により、特に延期した場合を除き作業期限内に履行されないとき。

3 甲において、乙が到底完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。

4 乙において、本契約の解除を申し出たとき。

- 5 甲が行う検査、監督に際して、乙もしくは代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他の行為があると認めたとき。
- 6 甲において、到底作業期限内に履行できないとみとめたとき。
- 7 乙が契約者たる資格を欠いたとき。

第12条 乙は甲が契約に違反したことにより、履行が不可能になったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

第13条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第3条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一. 第11条第1号の刑が確定したとき。
  - 二. 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。
  - 三. 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項の又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く）を行い当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
  - 四. 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
2. 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。
  3. 上記規定にかかわらず次の各号の一に該当するときはこの限りではない。
    - 一 第11条1号の刑が確定せず、棄却されたとき。
    - 二 命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するとき。
  4. 前項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

第14条 第11条により甲が契約を解除したときは、同条第3号に該当する場合で乙に正当な事由があるときは、又は同条7号によるときを除き、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に国庫に納付しなければならない。

第15条 乙は、甲が契約に違反したことにより業務の遂行が不可能になったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

第16条 甲は、第11条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 乙は、第13条の規定により契約を解除した場合は、乙が直接受けた損害額を、

甲に請求することができる。

第17条 契約解除の場合において履行済部分のあるときは、甲において相当と認める額を乙に支払う。

第18条 甲は、この契約を甲の都合により変更することができ、乙はこれを拒むことはできない。ただし、これに伴う契約金額の増減及び履行期の伸縮は甲が定める。

第19条 乙は、第5条の検査後であっても、履行内容にかしがあるときは、乙はその責任を負うものとし、甲の指示に従わなければならない。

第20条 甲は、確認又は検査に合格した後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

第21条 甲が前条の期限内に対価を支払わないときは、期限の翌日から起算して支払の日まで年2.8%の遅延利息を支払う。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は

第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直積的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降すべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関し

て個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(下請負契約に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第22条、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第22条、第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第31条 この契約について甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ、選定した者に調停を依頼する。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

乙